

第2回 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に 関する検討会 議事の記録【概要】

1 開催日時

平成27年8月5日（水）13時30分から15時30分まで

2 開催場所

東京都港区三田二丁目1番8号 三田共用会議所 2階 第二特別会議室

3 出席者（五十音順、敬称略）

（1）委員

石井 弘一、大谷 英雄、小笠原 雄二、川野 泰幸、木村 俊文、小林 恭一（座長）、清水 秀樹、高橋 俊勝、田村 裕之、西村 英治、柳下 朋広、山口 克己

（2）オブザーバー

市川 紀幸

4 配布資料

資料2-1 駆けつけ給油を行う給油取扱所のイメージについて

資料2-2 駆けつけ給油が行われると想定される給油取扱所について（全農）

資料2-3 駆けつけ給油が行われると想定される給油取扱所について（全石連）

資料2-4 検討項目に対する対策案について

資料2-5 実証実験案について

参考資料2-1（前回資料1-6-3）想定されるレイアウトに設備を設置したイメージについて

5 議事

（1）駆けつけ給油を行う給油取扱所のイメージ及び具体的要望の確認について

資料2-1について事務局から説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

【委員】 駆けつけ給油を行う給油取扱所のイメージとして、資料に示す程度の販売量が妥当という共通認識で良いだろう。

【事務局】 駆けつけ給油を行う給油取扱所の規模イメージを示したもので、この数量に制限されるものではない。顧客の多いところでは、給油の機会が増えればそれだけ駆けつけによる給油形態はできなくなるため最初から対象外として考えている。

資料2-2について西村委員（全農）から、また、資料2-3について石井委員（全石連）から説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

【委員】 既に駆けつけ給油を行っている給油取扱所では、実際にどのようにして従業員を呼び出しているのか。

- 【委員】従業員が視認して駆けつける場合や、顧客が店舗等に従業員を呼びに行くケースがある。
- 【事務局】給油取扱所と店舗等が道路を挟んで設置されている事例については、交通量は少なく、駆けつけに時間は要しないものという認識でよいか。
- 【委員】交通量は非常に少ないと聞いている。
- 【事務局】資料2-3の7ページ（パターン4）の施設では、「店舗等の2階部分から視認が可能」との説明だったが、従業員を呼び出す設備等はないのか。
- 【委員】給油取扱所の向かいの建物の2階が会社の事務所となっており、顧客が来店した場合に覚知できるセンサーが現在設置されていると聞いている。

（2）具体的対策案の検討について

資料2-4について事務局から説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

- 【委員】無人時の防火レベルの考え方について、開店状態（近隣店舗に従業員が常駐）の場合に、ノズルロックの他に、電源遮断又はPOS等による電氣的ロックをする必要があると記載されているが、POSが設置されていない施設においては、電源を遮断しなければならないのか。
また、対策案の各要件を整理する必要がある。
- 【事務局】POSの設置されていない施設に対し、電源遮断までは求めない。
給油取扱所の事務所の施錠及び店舗等から駆けつけられるという2つの要件は必ず必要であるが、給油ノズルのロック、固定給油設備の電源遮断、POSによる電氣的ロックの3つの要件については、いずれかの方法を選択すればよいと考えている。
- 【委員】緊急の場合看板表示に従い、携帯電話等で通報することになるが、防爆となっていない場合の安全性をどう考えるか。また、店舗等で働く従業員が帯電防止作業服・靴を着ることができない場合もあるので、帯電防止パッドと非ラッチオープンノズルの組み合わせで代替できないか。
- 【事務局】基本的に携帯電話は防爆仕様となっていないので、可燃性蒸気が滞留している場所で使用することは想定していない。また、フルサービスでラッチ有りのノズルであることを前提に考えているため、駆けつけて帯電防止パッドに触れても、ラッチ固定し他の作業を実施後、再度パッドに触れなければ、静電気が発生するおそれがある。リスクを低減するため、帯電防止作業服・靴が必須である。
ラッチ固定有りのノズルから、ラッチ固定無しのノズルに変更すると、現場としてはいかがか、ご意見をお聞きしたい。また、駆けつけ給油の対象となり得る給油取扱所のPOSの有無についても確認をお願いしたい。
- 【委員】全石連と全農には、帯電防止作業服・靴の着用について、ノズル変更による現場の意見、及びPOSの有無について実態を確認して欲しい。
- 【委員】帯電防止靴の中敷きを変えると、除電効果がなくなるおそれがあるため注意喚起が必要である。
- 【事務局】視認性に対する対策案で、直視できない場合はセンサー等が必須で、さらに望ましいものとして段階的にカメラの設置を考えているが、全農、全石連としてはいかがか。

【委員】設置することは問題ないと考えている。

【委員】見通しが悪いとセンサーやカメラが必要とのことだが、費用面を考慮し、店舗等からミラー等を使ってスタンドを視認できる場合は、見通しが良いと判断してもよいのではないかと。

(3) 実証実験案について

資料2-5について事務局から説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

【委員】アンケートだけでなく、動画等も取ってしっかり検証してもらいたい。

【事務局】動画も撮影し分析を行う予定である。

【委員】顧客が店舗等に従業員を呼びに行くというケースもあるようだが、こういった場合は、固定客で顔なじみであったりするので、インターホン等が不要の場合も考えられるのではないかと。

【事務局】実態を踏まえた上で、現実に合わせて対策を検討する。実証の中で過度なものや不要なものは削っていくよう考えている。

【委員】盆や正月などの帰省時、都会の人が訪れる場合もあるため注意が必要である。

【委員】帯電防止作業服・靴を着用している場合等の従業員の電位は測るのか。

【事務局】必要に応じて、可能なら測定したい。

【委員】給油取扱所の近くに店舗等があっても、顧客にはその関係性がわからない場合もある。まずどこに連絡すべきかがはっきり分かるようにすべきである。

【委員】地元以外の顧客が来ることも考えると、表示方法には配慮が必要である。実証実験では、同一の給油取扱所で、表示方法を変えてどのような違いがあるかを検証するのか。

【事務局】給油取扱所1カ所に付き1週間程度の実験期間なので、可能であれば実施したい。

【委員】現場関係者等の意見も聞きながら、実験方法も考えていただきたい。

【委員】固定客が多いことが想定されるが、アンケートは、初めて来店したような顧客の意見が参考になるものと考えている。

(4) その他

【事務局】本日いただいたご意見と、資料2-5に基づき実証実験を行い、その結果を踏まえて12月頃に第3回検討会を開催する予定。

以上